

岐阜県収入証紙の販売が終了します。

～ 納付書による手数料のお支払いにご協力ください

岐阜県では、岐阜県収入証紙の販売を令和7年12月末で終了いたします。

これに伴い令和8年1月以降、計量関係手数料のお支払方法につきましては、納付書によるお支払いとなりますのでご協力を願います。

なお、検定検査実施日までに申請及びお支払いを済ませていただくこととなります。

※申請及びお支払いが確認できない場合、検定検査は実施できません。

※申請書は検定検査日毎にご提出ください。（申請書1枚に付き、納付済証が1枚必要となります。）

※収入証紙をご購入済の方は、令和8年9月末までは収入証紙を利用するすることができます。

※令和7年10月現在、手数料額の改訂予定はありません。

納付書によるお支払い

別紙方法のとおり、岐阜県内の金融機関窓口※にて納付書によりお支払いください。
また、納付済証及び申請書類は、窓口又は郵送にてご提出ください。

なお、納付書の様式は、印刷ができ次第郵送等によりお渡しいたします。

※郵便局、八十二銀行、三菱UFJ銀行、ATMでのお支払いはできません。

※岐阜県収入証紙と併用してのお支払いはできません。

※キャッシュレス決済でのお支払いはできません。

※納付済証を紛失した場合は、受付できませんのでご注意ください。（領収書では受付できません。）

※振込手数料は、発生いたしません。

※岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店でもお支払い可能です。

申請書 ダウンロード様式

申請書の様式につきましては、下記ウェブサイトからダウンロードし必要事項を入力のうえ、印刷したものをご持参ください。

なお、ご記入方法につきましては、ダウンロード様式に添付されている記入例を参考にしてください。

※従来の3部複写式申請書につきましては、現存するものは使用可能ですが、なくなり次第ダウンロード様式をご利用ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/124633.html>

ご注意

申請書をご提出いただく前に、申請書の手数料合計額と納付済証に記載されている金額が一致していることをご確認ください。

一致していない場合は、受け付けできません。

岐阜県計量検定所

計量検定所窓口

計量検定所窓口にて申請される場合

申請者

① 納付書送付依頼(電話にて)

② 納付書を郵送又は手渡し

納付書
5500円

領収書等
5500円

③ 手数料額を納付

領収書
及び
納付済証
(2枚)
5500円

金融機関

検定申請書

申請者名〇〇〇
計量器① 2100円×1
計量器② 3400円×1
合計 5500円

④ 領収書及び納付済証の受取り

⑤ 納付済証及び申請書を計量検定所窓口に提出(郵送可)

※申請書の合計金額と納付書(納付済証)の金額が同じであることをご確認ください。